

○自動車の保管場所証明事務取扱基準

平成3年6月21日

例規（規）第34号

改正 令和元年12月27日例規（交規）第33号

令和2年9月23日例規（交規）第35号

令和3年8月31日例規（警）第18号

令和4年2月17日例規（交規）第3号

令和7年3月27日例規（交規）第28号

第1 目的

この取扱基準は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長が行う自動車の保管場所証明事務の取扱いについて必要な一般的基準を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

(2) 保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいう。具体的には、自動車の所有者、その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供する者をいい、通常、自家用自動車の所有者、自動車運送事業者、レンタカー業者、リース形態の場合の自動車の賃借人がここにいう保有者に当たる。

(3) 使用の本拠の位置

原則として、当該自動車の保有者その他当該自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事業所所在地を

いう。この場合において、保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

(4) 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、令第1条各号の全ての要件を備えたものをいう。

(5) 道路

道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

(6) 保管場所証明書

自動車の保管場所として申請された場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する書面をいう。

(7) OSSシステム

自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通信回線による申請で一括して行うサービスを行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第6章の2に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築されたものをいう。

(8) 保管場所管理システム

OSSシステムの一部を構成し、山形県警察情報管理システムの対象業務として、警察署における保管場所証明等に係る事務の処理を目的として構築されたもので、専用の端末装置を用いて当該事務を処理するシステムをいう。

(9) MPN収納サービス

日本マルチペイメントネットワーク運営機構に登録する指定金融機関等が公金を納入しようとする者（以下「納入者」という。）及び地方公共団体に対して提供するサービスで、納入者による公金の納入を指定金融機関等の現金自動預払機、指定金融機関等が定める各種の情報端末等を通じて可能とし、納入後即時に、又はその後一括して、地方公共団体にマルチペイメントネットワークを経由して、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が送信されるサービスをいう。

(10) 保管場所証明通知

警察署長が、自動車の保管場所として申請された場所が当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを用いて当該警察署長

の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものとす。

(11) 証明通知申請

自動車の保有者が、警察署長に対して保管場所証明通知を行うことを求める手続をいう。

(12) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

第3 自動車保管場所証明申請・届出の受理要領

自動車の保管場所証明事務は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長が取り扱うものとし、当該申請及び届出を警察署窓口において受理することに必要な書面及び受理要領は、次によるものとする。

1 申請・届出書面の種別

(1) 自動車保管場所証明に係る申請

自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）
2通（2枚1綴。）

(2) 自動車保管場所届出

自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）1通

2 証明申請書及び届出書に添付する書面

(1) 自動車の保有者が当該申請（届出）に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ・ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常有している駐車場の料金の領収書等
- ・ 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号）
- ・ 以上のものが作成しがたい場合において、当該自動車の保管場所として使用しようとする保管場所を管理する公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 保管場所使用承諾証明書

(2) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図

(別記様式第3号)

- ・ 手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記すること。
- ・ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば、市販等の地図の写しでもよいが、この場合、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記するほか、距離が確認しやすいように当該自動車の使用の本拠の位置を中心とした半径2キロメートルの円を図示すること。
- ・ 買換え等の代替の場合、旧自動車と申請に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一のときは、所在図の添付を省略することができる。ただし、保管場所付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要がある場合には、所在図の提出を求めることができる。

(3) 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図

(別記様式第3号)

- ・ 保管場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を明記すること。
- ・ 自動車の使用の本拠の位置と当該保管場所が一致する場合には、この配置図に、当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が表示されていれば、所在図を別に作る必要はないものとする。

(4) 複数自動車の申請・届出の場合の書面の取扱い

証明申請書又は届出書の表示上同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする証明申請書又は届出書が同時になされるものについては、(1)、(2)及び(3)の添付書面はそれぞれ1通でよいものとする。

3 申請・届出受理要領

(1) 申請・届出受理上の留意事項

ア 共通事項

(ア) 証明申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)の受理に当たっては、当該申請書等が法令上必要な地域内であるかを確認するとともに、申請者又は届出者(以下「申請者等」という。)に対し、記入する内容が正確かつ的確となる

よう記入方法等について指導すること。

(イ) 申請書等を訂正するときは、訂正箇所に二重線を付してその上に正しい内容を記入させる等、訂正したことが明らかとなるように訂正すること。また、当該訂正箇所に訂正用の警察署長印を押印することとし、申請者等へ訂正印の押印等を求めないこと。

なお、証明申請書については保管場所証明書（規則別記様式第1号）交付後ににおける訂正は認めないこと。

イ 証明申請書

証明申請書の申請時に車台番号が確定せず、証明申請書の車台番号の欄が空欄となっている申請は、有効なものとして受理し調査事務に移行すること。ただし、保管場所証明書の交付は、車台番号が記入されない間は行わないこと。

ウ 届出書

届出書は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであり、車台番号の欄の記入は必須のものであるから、確実に記入されているかを確認の上受理すること。

(2) 山形県収入証紙の納付及び取扱い

ア 証明申請書の受理に際しては、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号。以下「手数料条例」という。）に定める額に相当する額の山形県収入証紙（以下「県証紙」という。）を、当該証明申請書の右欄外空白部に貼付して納付するよう指導すること。

イ 県証紙への消印は、証明申請書受理日の日付をもって行うこと。

(3) 一括申請・届出の取扱い

警察署長が行う保管場所証明事務は、具体的に特定された大きさの自動車について個別に調査し、当該自動車について保管場所が確保されていることを証明するものであることから、1通の証明申請書又は届出書により2台以上の自動車について保管場所証明をすることはできないので、保管場所証明の一括申請、一括届出は認めないと。

(4) 代理申請

ア 行政書士が代理人として行う代理申請は、申請者等からの委任による代理権の有無を確認するため、原則として委任状又はその写しの提出を求める。

イ 行政書士による申請書等の記載事項の訂正については、行政書士証票の提示を求

め、さらに当該行政書士が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することをアにより確認することができた場合には、これを認めること。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、すでに委任状又はその写しが提出されている場合で、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

ウ 復代理人が申請書等を作成若しくは提出した場合又は当該復代理人が申請書等の訂正を行う場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等の提出を求め、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認すること。

(5) 自動車保管場所証明申請取扱簿等への登載

申請書等を審査した結果、当該申請書等が形式的要件を備え、適正と認め受理したときは、当該申請内容を保管場所管理システムに入力するとともに、当該申請をした車両が、軽自動車以外の車両の場合にあっては、自動車保管場所証明申請取扱簿（別記様式第4号）に、軽自動車の場合にあっては、自動車保管場所届出取扱簿（軽自動車）（別記様式第5号）に登載するものとする。

この場合の受理番号形態は、暦年ごとに

- 固定値「1」 警察署コード3桁 西暦下2桁 一連番号6桁

の順の12桁で構成し、一連番号は、証明申請書にあっては600001番から、届出書にあっては700001番から採番すること。

4 報告又は資料の提出要求

警察署長は、証明申請書及び届出書の受理に当たり、車庫飛ばし等の違法行為が考えられるような場合は、申請者等に次に掲げる書面等を提出するよう指導するものとする。

申請者等がこれに応じないときは、法第12条の規定により報告又は資料の提出を求めるものとする。

(1) 申請者等の住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

- 住民票の写し
- 印鑑証明書
- 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうかを確認するための書面

- 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

第4 保管場所の適否の判断基準

- 1 保管場所が使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないものであること。
- 2 保管場所が、商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等の目的に使用され、このため保管場所として使用することができなくなるものでないこと。
- 3 保管場所に通ずる道路における当該申請に係る自動車の通行が車両制限令（昭和36年政令第265号）に定める幅の制限に抵触しないこと。ただし、道路管理者の発行する特殊車両通行許可（認定）証が交付されることが明らかな場合は除く。
- 4 保管場所に通ずる道路について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づいて第8条第1項の規定による通行禁止の規制が行われていないこと。ただし、県公安委員会が規制の対象から除外し、又は警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより当該申請に係る自動車の通行が認められることが明らかな場合は除く。
- 5 道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入りさせることができ、保管場所の大きさについては、当該自動車の全体を収容することができるものであること。

第5 現地調査上の留意事項

- 1 保管場所証明申請に係る現地調査の留意事項
 - (1) 証明申請書及び添付書面を携行し、申請に係る保管場所の所在図、配置図及び使用者原疎明書面と現地の状況の同一性を確かめること。
 - (2) 当該場所が真に自動車の保管場所として継続使用できるものであるかどうか、また、名目のみの保管場所でないかどうかを関係者に確かめること。
 - (3) 調査のため他人の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、必ず所有者、管理者等に身分及び目的を明らかにしてその承諾を得て行うとともに、できる限り申請者を立ち会わせること。
 - (4) 調査の結果は、申請者の利害に直接影響し、また、調査方法の適否に対しては、社会的反響が大きいので、特に厳正公平かつ適正を期すること。

2 自動車保管場所届出に係る現地調査

自動車保管場所届出については、書面審査とし、現地調査は行わないものとする。

第6 保管場所証明書の交付要領

- 1 保管場所証明書の交付

警察署長は、調査事務を迅速に行い、証明申請書及び添付書面並びに現地調査に基づき、法及び令並びに前記基準に適合するか否かを総合的に判断し、保管場所が確保されていると認めた場合は、速やかに保管場所証明書（証明申請書1枚目）を交付するものとする。

2 証明の不可

警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、その理由を速やかに連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の提起等に関する事項を書面により教示し、証明申請書に「不可」と記載して交付するものとする。

第7 証紙収入状況の整理

県証紙による収入の状況については、会計年度ごと、財務会計システムにより消印年月日ごとに消印の件数、金額を登録し、整理すること。

第8 OSSシステムによる自動車保管場所証明の事務処理要領

1 証明通知申請の受付等

(1) 証明通知申請の受付

ア 休日（山形県の休日を定める条例（平成元年県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間（以下「勤務時間」という。）においては、常に保管場所管理システムを起動させ、証明通知申請の有無を確認すること。

イ 証明通知申請があった場合は、必要事項を自動車保管場所証明申請取扱簿（電子申請）（別記様式第6号）に登載し、証明申請書、所在図、配置図及び保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面（自認書又は保管場所使用承諾証明書）を印字すること。

この場合の受理番号形態は、暦年ごと

- ・ 固定値「1」　警察署コード3桁　西暦下2桁　一連番号6桁
の順の12桁で構成し、一連番号は、000001番から採番すること。

ウ 保管場所管理システムにより証明申請書の個人情報を印字した場合は、個人情報出力資料管理簿に登載すること。

(2) 証明通知申請の点検

ア 他の警察署の管轄に係る証明通知申請のデータが到達した場合は、速やかに当該

データを当該警察署に転送すること。

イ 証明通知申請の内容に不備があり、これを補正する必要がある場合は、OSSシステムにより申請者に補正を行わせること（以下「補正指導」という。）とするが、5日間（休日を除く。）以内に補正応答がない場合は、形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下すること。

2 証明通知申請の審査及び保管場所の現地調査

証明通知申請の審査及び保管場所の現地調査については、第4及び第5により行うものとする。

3 車台番号が未確定車両の申請

申請時に車台番号が確定していない場合は、自動車販売店から提供される「車両特定番号」を用いて申請が行われ、警察署長は審査の過程においてOSSシステムにより、登録情報処理機関に対し車両特定番号をもとに車台番号を照会すること（以下「車台番号照会」という。）となる。

車台番号については、申請後の任意の時期に登録情報処理機関に提供され、登録情報処理機関は、その提供を受けて警察署長に回答することとなるが、この車台番号の照会期間は、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間とされていることから、この期間内に車台番号について回答が得られない（登録情報処理機関に車台番号が提供されない）場合は、当該申請を却下すること。

なお、車台番号照会は、現地調査の結果を入力する「審査結果登録」が行われた時点で、OSSシステムにより自動で実施されるので、「審査結果登録」の前までに必要な補正指導を終えておくこと。

4 保管場所証明通知

車台番号が特定され、保管場所が確保されていると認められる場合は、申請者に対する保管場所証明書の交付に代えて、運輸支局長等に対し、OSSシステムにより保管場所証明通知に電子署名を付し行うものとする。

5 証明通知申請に対する却下

証明通知申請を却下する場合は、OSSシステムにより申請者に対し、証明通知申請を却下する旨の通知を電子署名を付し行うものとする。この場合、当該通知には第6第2項の教示事項が同時に通知されることとなる。

6 手数料徴収業務

(1) 徴収の方法

証明通知申請に係る自動車保管場所証明書交付等手数料は、山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第2条及び山形県証紙条例施行規則（昭和39年県規則第34号）第1条の3の定めるところにより、県証紙によることなく、MPN収納サービスを使用して徴収する。

(2) 手数料の報告

交通規制課の取扱担当者は、MPN収納サービスから運用管理端末に送信される電磁的記録を取得することにより、山形県の口座へ入金される手数料の件数及び金額等を確認し、納付手続日に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第47条第1項第3号に定める「納入書」（様式第36号の7）及び同規則第42条に定める「調定収入票」（様式第28号）を作成すること。作成した納入書等は、交通規制課長の決裁を受けた後、県会計局会計課に送付するものとする。

7 OSSシステム運用上の留意事項

(1) 証明通知申請の有無等の確認の励行

証明通知申請の有無の確認を1日に複数回行い、申請が長時間放置されることのないよう努めるとともに、車台番号の回答についても定期的に確認するなど、事務の進捗状況をこまめに確認し、処理期間の遅滞がないよう努めること。

(2) 証明通知申請の迅速な処理

決裁等が終了し、保管場所証明通知が可能となった証明通知申請は、速やかに通知の手続を行い、処理期間の短縮に努めること。

(3) 代理人による申請等

一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）は、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）により、電磁的記録を作成する場合については、業として行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2に規定する業務を行うことができる者として指定されているところ、自販連が証明通知申請の手続において業として行うことができるのは、証明申請書に記載すべき事項の入力に限られ、使用権原疎明書面、所在図及び配置図に係る電磁的記録の作成は業として行うことはできないことに留意すること。

第9 報告及び関係書類の保存

1 報告

警察署長は、保管場所証明取扱状況を月ごとに取りまとめ、別に定める報告要領により警察本部長に報告するものとする。

2 関係書類の保存

- (1) 保管場所証明申請及び届出の関係書類は、警察署長において保管するものとする。
- (2) 保管場所証明申請及び届出の関係書類の保存期間は1年とする。また、自動車保管場所証明申請取扱簿、自動車保管場所届出取扱簿（軽自動車）及び自動車保管場所証明申請取扱簿（電子申請）の保存期間は5年とする。

第10 その他

保管場所証明の受理及び調査委託については自動車保管場所証明申請受理調査委託同（別記様式第7号）により、保管場所証明書の交付については自動車保管場所証明書交付同（別記様式第8号）により、また、保管場所証明通知については自動車保管場所証明通知同（電子申請）（別記様式第9号）により、専決者において一括決裁するものとする。

別記様式第1号

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒()

住 所

氏 名

電 話 ()

注
自動車保管場所證明のため、自動車保管場所現地調査員が立ち入り、調査及び写真撮影を行います。

- 備考 1. 保管場所證明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
2. 土地・建物については、どちらかに当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。

別記様式第2号

保管場所使用承諾證明書

警察署長提出用

保 管 場 所 の 位 置				
使 用 者		〒 () 住 所	電 話 ()	
		氏 名		
使 用 期 間		年 月 日 か ら 年 月 日 ま で		
上記の通り自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 〒 () 住 所 氏 名 電 話 () を行います。				

備 考

共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記載してください。

注 自動車保管場所証明のため、自動車保管場所現地調査員が立ち入り、調査及び写真撮影を行います。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考 1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
3 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

自動車保管場所証明申請取扱簿

警察署

年 月 日

別記様式第4号(継続用紙)

別記様式第5号

自動車保管場所届出取扱簿
(軽自動車)

年 月 日

別記様式第6号

別記様式第6号(継続用紙)

別記様式第7号

署長	副署長・次長	課長	係長	主任	係

年月日

起案者 印

自動車保管場所証明申請受理調査委託伺

別紙のとおり 以下 名(件)から

自動車保管場所証明の申請があったので、これを受理し

に保管場所の調査を委託してはいかがですか。

別記様式第8号

署 長	副署長・次長	課 長	係 長	主 任	係

年 月 日

起案者 印

自動車保管場所証明書交付伺

別紙のとおり 以下 名(件)から
自動車保管場所証明の申請があり、審査の結果、保管場所を確保し
ていると認められたので
自動車保管場所証明書 (件)

を交付してはいかがですか。

別記様式第9号

署 長	副署長・次長	課 長	係 長	主 任	係

年 月 日

起案者 印

自動車保管場所証明通知(電子申請)

別紙のとおり

以下 名(件)から

証明通知申請があり、審査の結果、保管場所を確保していると認められたので

証 明 通 知 (件)

を実施してはいかがですか。